

金沢市介護サービス事業者連絡会会則

(名称)

第1条 この会は、金沢市介護サービス事業者連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

(目的および事業)

第2条 連絡会は、介護サービス事業者が連携および情報の共有を行うことにより、均衡の取れた良質で安定的な介護サービス供給体制を確保するとともに、介護サービスの質の向上を図ることを目的として、次の事業を行う。

- (1) 介護サービス事業者相互の連携に関すること
- (2) 行政情報の提供および介護サービス事業者の情報提供に関すること
- (3) 介護サービスの質の向上のための研修および調査研究に関すること
- (4) その他目的達成に必要な事項

(事務局の所在地)

第3条 連絡会の事務局を金沢市高岡町7番25号社会福祉法人金沢市社会福祉協議会内に置く。

(会員)

第4条 連絡会の会員は、金沢市において、介護保険制度による介護サービスを提供する事業を営業者、又は営業者が指名する者とする。

(役員および任期)

第5条 連絡会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。また、補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。

(役員選任)

第6条 理事は、各介護サービス事業の種類ごとに選出し、総会において選任する。

2 会長は、理事の互選とし、副会長は、理事の中から会長が指名する。

3 監事は、理事会の推薦を得て会員の中から総会において選任する。

(役員職務)

第7条 会長は、連絡会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ会長の指名したものが、その職務を代理する。

3 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

4 監事は、会計および会務を監査し、総会に報告する。

(参与)

第8条 本会に参与を置くことができる。

2 参与は、理事会の推薦を得て会長が委嘱する。

3 参与は、会長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べるができる。

(会議)

第9条 連絡会の会議は、総会および理事会とする

2 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

3 総会および理事会は、会員および理事の過半数（委任状によるものおよび代理出席を含む）の出席がなければこれを開き、議決を行うことができない。

4 会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(総会)

第10条 総会は、毎年1回開催とする。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができる。

2 総会は、次の事項を審議する。

(1) 事業計画および事業報告ならびに予算および決算に関する事項

(2) 諸規程の制定および改廃に関する事項

(3) その他本会の運営上必要な事項

(理事会)

第11条 理事会は、必要に応じ開催し、次の事項を審議する。ただし、日常の軽易な業務は、会長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) 総会に付議する事項

(2) 連絡会の運営および事業に関する事項

(3) その他必要と認める事項

(部会)

第12条 連絡会に、各介護サービス事業ごとの部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、専門的事項について研究協議を行い、あるいは会長の諮問に答え、または意見を具申する。

3 部会に関する規程は別に定める。

(会計年度および経費)

第13条 連絡会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 連絡会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(会費)

第14条 会員は、毎年会費を納入するものとし、会費の額は別に定める。

(補則)

第15条 この会則に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この会則は、平成12年7月10日から施行する。

この会則は、平成19年6月4日から施行する。

この会則は、令和7年7月8日から施行する。

金沢市介護サービス事業者連絡会事業別部会規程

(設置)

第1条 金沢市介護サービス事業者連絡会会則第12条の規定により、事業別部会（以下「部会」という。）を設ける。

(種類)

第2条 部会の種類は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護支援部会
- (2) 訪問（介護）サービス部会
- (3) 訪問（医療）サービス部会
- (4) 通所サービス部会
- (5) 福祉用具貸与部会
- (6) 短期入所サービス部会
- (7) 小規模・看護多機能型居宅介護部会
- (8) 特定施設入居者生活介護部会
- (9) 認知症対応型共同生活介護部会
- (10) 介護老人福祉施設サービス部会
- (11) 介護老人保健施設・介護医療院部会

(補則)

第3条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この規程は、平成12年7月10日から施行する。

この規程は、平成19年6月4日から施行する。

この規程は、平成22年6月25日から施行する。

この規程は、平成29年7月4日から施行する。

この規程は、令和5年7月4日から施行する。

この規定は、令和7年3月17日から施行する。

金沢市介護サービス事業者連絡会会費規程

(趣旨)

第1条 この規程は、金沢市介護サービス事業者連絡会会則第14条に規定する会費について定めるものとする。

(会費)

第2条 会費は、法人単位に納入するものとし、その額は、法人が提供する次のサービス部門ごとに年額3,000円とする。

- (1) 居宅介護支援部門
- (2) 在宅サービス部門
- (3) 施設サービス部門

2 その他必要と認められるときには、臨時会費を徴収することができる。

附 則

この規程は、平成12年7月10日から施行する。

この規程は、平成22年6月25日から施行する。

この規程は、令和7年3月17日から施行する。

金沢市介護サービス事業者連絡会事業別部会運営内規

金沢市介護サービス事業者連絡会（以下「連絡会」という。）事業別部会の運営に関し必要な事項について、次のとおり定める。

- 1 部会長および副部会長について
 - ① 連絡会事業別部会（以下「部会」という。）に部会長を1名置く。ただし、部会を構成する事業者数等の理由により、部会長を置く必要がないと認められる場合は、この限りではない。
 - ② 必要に応じて部会に副部会長を若干名置くことができる。
 - ③ 部会長および副部会長の任期は2年とし、再任を妨げない。また、補欠により就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 部会長および副部会長の選任について
 - ① 部会長は、部会を構成する事業者の互選とし、副部会長は、部会を構成する事業者の中から部会長が指名する。ただし、設立時においては、連絡会理事会（以下「理事会」という。）において選任する。

- 3 部会長および副部会長の職務について
 - ① 部会長は、部会を代表し、その会務を統括するとともに、部会運営に必要な連絡調整、部会での研究協議結果のとりまとめおよび理事会への連絡等を行う。
 - ② 副部会長は、部会長を補佐し、部会長事故あるときは、あらかじめ部会長の指名したものがその職務を代理する。

- 4 部会の会議について
 - ① 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
 - ② 部会の会議は、必要に応じ開催し、専門的事項について研究協議を行う。
 - ③ その他、必要に応じて、部会長会議を開催する。

平成12年7月10日

金沢市介護サービス事業者連絡会理事会